

No.	項目	質問内容	回答
1	制度概要	インボイス制度の施行はいつからでしょうか。	令和5年10月1日から制度が開始されます。 10月1日以降に納品や役務の提供が完了する取引から税額控除にインボイスの保存が必要となります。
2	制度概要	東大は適格請求書発行事業者として登録していますか？	登録しています。（参考）適格請求書発行事業者登録番号：T5010005007398 こちらの適格請求書発行事業者公表サイトからも確認できます。 (https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp)
3	制度概要	インボイス制度で影響を受けるのはどのような場合でしょうか。	課税事業者との取引を行う場合に影響があると思われます。 免税事業者同士の取引や一般消費者のみを相手に提供を行っている事業者等は影響を受けません。
4	制度概要	東京大学はインボイス制度でどのような影響を受けますか。	東京大学も課税事業者（消費税）であり課税事業者と取引を行っていますので、下記のような影響を受けます。 ①取引相手が適格請求書発行事業者以外であれば、その取引分の消費税の仕入税額控除が出来なくなります。そのため納税額が増加することが想定され、本学の財務状況にも影響が生じます。 ②また適格請求書発行事業者との取引であっても交付されたインボイスの記載に誤りがあったり、記載漏れがあった場合は仕入税額控除が認められなくなりますので、インボイスの記載事項についても確認する事務作業の増加が想定されます。
5	制度概要	納税額が増加する原因となる適格請求書発行事業者以外の事業者（免税事業者や個人事業者）との取引は禁止若しくは制限されるのでしょうか。	インボイス制度の実施を契機に、免税事業者等へ一方的に取引の停止や対価の引下げ等を行うことは独占禁止法や下請け法等の問題となってしまいます。登録事業者にならなければ取引を停止するといったことを一方的に通告することも問題となります。 また本学の教育・研究等の業務を遂行するうえで免税事業者等からの調達が必要となることも考えられるため取引に制限を行うことはありません。しかし、免税事業者等との取引は仕入税額控除を行うことが出来ませんので、結果的に10%上乗せをして購入していることと同義となりますので、今後予算状況等を考慮し対策が講じられることはありえます。
6	制度概要	免税事業者等と取引するにあたって控除できなくなる消費税相当額については、取引を行った部局が負担することになるのでしょうか。	免税事業者等との取引については、事務作業量が増えてしまうことも想定されますが経過措置の適用が出来るよう対応してください。仕入税額控除が出来なくなる消費税相当額については当面は本部負担とします。しかし、本学の予算状況などを考慮しつつ後々は各取引を行った部局に負担していただくことになることも想定されます。
7	売手側の対応 (請求書の発行)	契約書や請求書に適格請求書発行事業者番号をどのように記載するのか。	適格請求書発行事業者登録番号については、財務会計システム上（未収金伝票）で発行する場合には請求書に印字されるようになっています。 個々の取引において未収金伝票で請求書を作成しないような場合（口座引落等）には事前に契約書に登録番号を記載して取り交わす等の対策が必要になるものと思われます。

No.	項目	質問内容	回答
8	売手側の対応 (請求書の発行)	先方の様式(振込依頼書等)を使用して請求を行う場合もインボイス対応が必要なのでしょうか	適格請求書(インボイス)については、特に様式等はありません。先方が指定する様式を使用していたとしても、インボイスに必要な記載要件を満たす必要があります。
9	売手側の対応 (請求書の発行)	請求内容のなかに軽減税率対象のものを含まない場合は、適用税率の記載は省略して問題ないか。	省略はせず、10%対象である旨を記載してください。
10	売手側の対応 (請求書の発行)	記載要件の「課税資産の譲渡等を行った年月日」について、基本的にサービス等の受領確認日を仕訳日としているが、財務会計システムでは設定の関係で未収金の入金期限が請求日より1ヶ月とされてしまうため、請求日を任意で設定してしまい、取引日≠請求日となることがある。請求書面上では取引日を確認できなくなるが問題とならないか。	取引日≠請求日で別に取引日を記載しない場合についても、他の書類(契約書/納品書・明細書等)で取引日が確認できれば問題ありません。インボイスの記載要件は複数の書類で充足することも認められます。ただし取引先も同様の書類を保存しておく必要がありますので、双方で確認のうえ、どの書類を保存しておくかを決定しておいてください。 他には摘要欄に取引日(取引期間:〇〇月分や〇月〇日~×月×日等)を記載する方法なども考えられます。
11	売手側の対応 (請求書の発行)	月纏めで請求を行う場合、実際の取引日の確認が出来る明細(各取引の納品書等)は必須となるか。また各明細上で消費税の端数処理が行われていた場合、「一の適格請求書につき税率ごとに一回のみ」に抵触しないか。	各取引の納品書等があればなおの事良いのですが締め日の取り決めがある場合、対象期間(〇〇月分等)が請求書で明記ないし契約書で判別できれば要件を充たすと考えます。 また個々の明細上で消費税の端数処理をしていた場合、請求書の請求額が各明細の合計額を足し合わせたものである時は一の書類の中で端数調整は税率ごとに1回のみ要件を満たさなくなるため、問題となります。しかし請求書上の税込総額からの割戻しで計算している場合や、税抜総額から消費税額を求めている場合は問題ありません。 例) 10/2 A取引:11,961円(税抜)・消費税額(10%)1,196円 10/7 B取引:34,758円(税抜)・消費税額(10%)3,475円 10/9 C取引:41,232円(税抜)・消費税額(10%)4,123円 10月分 87,951円(税抜)・消費税額(10%)8,794円(各取引を積上げ) …× 87,951円(税抜)・消費税額(10%)8,795円(税抜総額から計算) …〇
12	売手側の対応 (請求書の発行)	(1)国からの補助金については消費税法上不課税取引であり、また、東大は「国等に対する仕入税額控除の特例適用法人」に該当するかと思います。上記の場合、仕入税額控除をする額が0円となるため、国からの補助金の請求書はインボイス対応していなくても特段問題ない、という理解でよいでしょうか。 (2)また、民間の財団からの助成金(個人補助金)の場合は上記と同様に考えて良いのでしょうか。	(1)国からの補助金(機関補助金等)は「特定収入(不課税収入)」に該当しますので、国へ送付する請求書についてはインボイス対応はしていなくても問題とらないと思います。しかし、当該補助金の支出については、仕入税額控除の対象とはなりません。全体の消費税額を計算する際に必要としますので、インボイス対応の確認は必須となります。 (2)個人補助の助成金の場合、財務会計システム上も「預り金」として整理しているものであれば、大学の取引(収益・支出)に影響がなく、不課税取引であるためインボイス対応は必須ではありません。

No.	項目	質問内容	回答
13	売手側の対応 (請求書の発行)	請求書の発行については、摘要欄に研究期間や取引日を記載することとなっておりますが、請求が毎月・四半期毎である場合も実際の取引日を詳細に記載する必要がありますでしょうか。	取引年月日については「〇月分」や「〇月～△月分」といった記載が認められています。四半期毎の請求であっても双方で請求期間の認識が共有されていれば問題ないと考えます。
14	売手側の対応 (請求書の発行)	旅費の返納に係る請求書の場合、摘要欄に記載する取引年月日は出張期間になりますでしょうか。それとも、例えば具体的に「〇月〇日宿泊料の返納」と記載する必要がありますでしょうか。	元の出張の期間で問題ありません。
15	売手側の対応 (請求書の発行)	受託研究費や共同研究費については、「前受受託研究費」等の負債で受けているが、インボイスは請求時に発行する請求書のみで問題ないか。 通常、取引の完了となるのは契約期間の満了時になるものと思われる。	請求書の他に、契約書等から研究期間の終期などが判るものが保管されていれば、取引完了時に改めてインボイスを出し直す必要はありません。
16	売手側の対応 (適格簡易請求書)	適格簡易請求書の発行は小売業などの「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であることが要件とされているが、本学の取引が上記の事業に該当するものとして適格簡易請求書を発行することは問題ないか。	小売業務など不特定多数の資産の譲渡等に関するインボイスについては、簡易請求書の発行が認められます。 法人ごとに判定するのではなく、受託研究取引・小売業務取引など取引ごとに判定されます。
17	売手側の対応 (適格簡易請求書)	農作物の販売等で適格簡易請求書が発行される場合、例えば柿10個・桃5個・林檎2個のような品物を「果物」と実際の取引内容が把握できないような記載方法でも軽減税率対応とそれ以外が区別されていれば問題とならないか。 (別途明細書のようなものが必要となるか)	「果実」であってもおおむね取引内容が判別できるため問題ないと考えます。 おおむねの品目や軽減税率対象かどうかの判定ができれば良いと思います。
18	売手側の対応 (返還請求書)	受託研究費や共同研究費について、研究費の残額を返還する場合は返還請求書（返還インボイス）の発行は必要となるか。	少額な返還インボイス（「税込1万円未満」）の交付義務は免除されていますが、それ以上の額の返還の場合には返還インボイスの発行が必要になると思います。 返還時には取引先とご相談ください。
19	売手側の対応 (返還請求書)	財務省からの「支援措置」にかかるリーフレットにて、【1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。振込手数料分の値引処理する場合も対象です。】との記載がありました。 「値引」として処理する場合は<返還インボイス>が不要となりますが、「振込手数料」として処理する場合も同様として問題ないのでしょうか。	「振込手数料（費用勘定）」として仕入税額控除をする場合にはインボイスが必要となります。この場合、1万円以下であっても相手先よりインボイスを入手 または仕訳明細書等を送付し先方にて確認されたことがわかる書類をインボイスとして相手より入手する必要があります。

No.	項目	質問内容	回答
20	売手側の対応 (私費請求)	光熱水料等の請求に関してメーター検針等により使用額に基づいた請求(実費請求)を行う場合 例) ○光熱水料(課) 330,000 / 現金 330,000 ←【東大から電力会社へ支払】 ○未収金 110,000 / 仮受金 110,000 ←【東大から利用者へ請求】 ○仮受金 110,000 / 光熱水料(課) 110,000 利用者からインボイスを求められた場合、本学からの請求書のみで問題ないか。立替払いのような取扱い(電力会社等の適格請求書の写しの添付)が必要になるか	原則 大学からの立替金精算書(請求書) + 電力会社からの請求書のコピー 例外 大学からの立替金精算書(請求書)のみ (電力会社からの請求書のコピーが大量に必要となる場合) が必要となります。
21	売手側の対応 (媒介者交付特例)	本学が書店や生協等で行っている書籍の委託販売は「媒介者交付特例」の対象となるか。対象となる場合、受託者が交付した適格請求書の写しを保管しておく必要があるが、個人に販売しているような適格簡易請求書(レシートのようなもの)も写しを本学が保管しなければならないのか。	多数の購入者に対し日々適格請求書を交付する場合等、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な精算書等の書類を保存することで差し支えないとされています。
22	買手側の対応 (請求書の受取)	先方から請求書を受け取った際に、インボイスの記載内容について確認するようにとのことだが何を確認したら良いのか。	① 取引相手の氏名又は名称及び登録番号(T+13桁の数字) ② 取引年月日(請求日とは異なり、実際に検品・検収を行った日) ③ 取引の商品又は役務の内容(軽減税率対象である場合はその旨) ④ 税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した金額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 宛名(東京大学宛であること) の6つの要件を確認ください。 現行の請求書類でも記載要件とされている部分もありますので、特には①の登録番号、⑤税率ごとに区分した消費税額等の記載に注意いただければ良いかと思います。
23	買手側の対応 (請求書の受取)	先方が提出してきた請求書類が記載要件を満たしていなかったが、先方に連絡し内容の確認が取れたので、その内容を当方で追記しておけば記載要件を満たす適正な書類として取り扱っても問題ないか。	インボイス制度下では、請求書類を受け取った側で加筆・修正しても適正な書類として認められませんので、先方へ適正な書類の提出を依頼してください。
24	買手側の対応 (請求書の受取)	受け取ったインボイスの登録番号を公表サイトで確認するように言われているが、公表サイトに登録されていた情報は本店のものであった。 支店(若しくは子会社)が本店と同一の番号を使用して請求してきた場合、請求書との公表サイトの登録名は一致しないが問題はないか。 ex)登録:(株)東大商店【住:本郷】 請求書名:(株)東大商店〇〇店【住:駒場】	問題ないと考えます。

No.	項目	質問内容	回答
25	買手側の対応 (請求書の受取)	科研費等の執行に関しては「適格請求書であるかは特段気にしなくてもよい」という考え方で差し支えないのでしょうか。	科研費の支出に関しては【不課税取引】のため、インボイスの確認を省略可としています。
26	買手側の対応 (請求書の受取)	科研費分担金の配分の際に、研究機関間で振込依頼書を発行して送金・入金のやり取りを行いますが、その場合でも適格請求書の要件を満たす必要があるのでしょうか。	科研費に関しては、預り金対応をしており【不課税取引】なのでインボイスの確認を省略可としています。
27	買手側の対応 (請求書の受取)	経過措置を適用する場合に、区分請求書の記載要件を満たしていない場合も同様に加筆・修正は認められないという認識でよろしいでしょうか。	区分記載請求書においては、「税率ごとに区分して合計した対価の額」・「軽減対象税率の対象品目である旨」であれば追記は認められます。それ以外の記載事項（取引内容や取引日等）については追記・修正は認められていません。
28	買手側の対応 (請求書の受取)	国外登録事業者の経過措置は、税区分は「経過課税」ではなく通常の「課税」を選択する認識でよろしいでしょうか。	国外登録事業者からの請求書類に適格請求書発行事業者番号（インボイス番号）に代えて、登録国外事業者番号が記載されている場合、【課税国内】の取扱いで問題ありません。
29	買手側の対応 (請求書の受取)	登録国外事業者制度については、廃止されるとありますが、未払金伝票作成時、摘要にインボイス番号等の記載は必要になりますでしょうか。（今までは、登録国外事業者番号を記載）	一般的な外国企業とインボイス登録を行っている企業との区別を行うため、摘要欄への記載をお願いします。ただ番号(13桁)までの記載は不要としてインボイス登録有との記載のみで問題ないかと思えます。
30	買手側の対応 (請求書の受取)	免税事業者からの請求書に消費税を徴収しない旨の記載がある場合（消費税額0円）ほどの税区分を選択したら良いのでしょうか。	消費税額が0円と記載されてしまっている以上、仕入税額控除は難しいと思われるので【課税－仕入税額控除対象外】としてください。
31	買手側の対応 (請求書の受取)	切手・レターバック等の購入について、請求書の記載は不課税となっても今までどおり課税として計上でよろしいでしょうか。何か特別な記載等は必要になりますでしょうか。	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたもの）については、適格請求書のインボイスの交付・保存義務が免除される特例対象となっておりますので、購入時に【郵便サービス特例（自己使用分）】と記載していただき、課税計上していただいて問題ありません。
32	買手側の対応 (請求書の受取)	UTokyo試薬については納品書しか発行されず、それを証憑として未払金伝票を作成しているが、その場合の税区分はどのようにしたらよいでしょうか。	請求は月末締めとなり、適格請求書（インボイス）を毎月初旬に本部契約課より各部署契約事務担当へお送りしておりますので、そちらをご確認ください。 参考H.P) https://univtokyo.sharepoint.com/sites/utokyportal/wiki/d/UTokyo_Reagent_Site.aspx#9
33	買手側の対応 (請求書の受取)	決済代行業者(B)が販売元(A)の請求について請求書を送付してきましたが、Aの記載要件は満たしていますが、Bについては記載がありません。このような場合はどのように扱えば良いのでしょうか。	A社と本学との取引をB社が請求の代行（代理発行）をしているものですので、A社の記載要件（登録番号等）が満たされていれば、通常の課税処理で問題ありません。 A社・B社ともに適格請求書発行事業者である場合、逆にB社の登録内容のみが記載されてくるケースもあります。その場合も特例として認められていますので、通常の課税処理で問題ありません。＜媒介者交付特例＞
34	買手側の対応 (請求書の受取)	免税事業者等から提出される請求書については、以前と変わらない請求書類があれば経過措置の対象となるとのことだが、税率の記載がなく「税込」との記載だけでも問題はないか。	以前と変わらない請求書類（区分記載請求書）では、適用される税率が10%のみであれば税率の表記までは不要とされています。

No.	項目	質問内容	回答
35	買手側の対応 (請求書の受取)	APPLE 及び googleでのアプリ購入の場合、どこを探しても適格請求書等が見当たらない上に、適格請求書等の発行依頼の方法が不明である。消費税は経過措置でよろしいか。	適格請求書発行事業者の登録を受けていない国外事業者から提供を受けたものについては仕入税額控除の対象とはならない。とされており、APPLEやGoogleのような海外からのアプリ購入でインボイス要件を満たさない場合は経過措置の適用はありません。 (区分記載請求書のようなものがあったとしても不可)
36	買手側の対応 (請求書の受取)	インボイスの記載内容のうち、区分ごとの適用税率の記載のない請求書が提出されてきました。インボイス制度において、適用税率の記載は必須とのことでしょうか。また、業者に依頼したところ、手書きでもよいか相談があったのですが、請求書は印字されたものですが、適用税率のみ手書きでもインボイスとして受領してよろしいでしょうか。	適格請求書(インボイス)においては、適用税率・消費税額の記載は必須です。(他にも記載要件がありますので説明資料P3を確認ください) インボイスにおいて、様式に定めはありませんので手書きでも不可ではありませんが、インボイス発行側でも同じ書類を保管しておく義務がありますのでそちらの書類にも手書きで追記しておく必要が生じます。またインボイスは受け取った側で修正することは認められておりませんので、手書き修正の部分があると、追記を疑われるおそれがあります。可能であれば、きちんとしたものを再発行してもらった方が望ましいです。
37	買手側の対応 (請求書の受取)	ETC対応のコーポレートカードで高速道路料金の支払いを行った場合、各利用者が「ETC利用照会サービス」サイトからダウンロードする「利用証明書」を支払時の証憑としておりますが、10月以降走行分においてはこの利用証明書を簡易インボイスとして取り扱い、税区分を【課税国内10%】として差し支えないでしょうか。 また、9月走行分(10/15仕訳)の利用証明書には事業者登録番号の記載がないのですが、この場合は税区分を【経過国内10%】とすべきでしょうか。	原則、高速道路会社が運営するホームページ(E T C利用照会サービス)から通行料金確定後、適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録(利用証明書)をダウンロードし、それを保存する必要があります。 9月利用分であれば、インボイス未対応の証明書であってもまだ【課税10%】で計上して問題ありません。
38	買手側の対応 (取引)	適格請求書発行事業者以外の事業者(免税事業者や個人事業者)の入札参加を制限することは可能か	インボイスに登録していないことを理由に取引から排除しようとする行為は独禁法等に抵触する可能性があります。
39	買手側の対応 (取引)	適格請求書発行事業者以外の事業者(免税事業者や個人事業者)が消費税分の請求をしてきたが、消費税分の支払を断っても問題ないか。	免税事業者等であることを理由に消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。
40	買手側の対応 (取引)	取引業者に適格請求書発行事業者登録を依頼することや、消費税分の値引き交渉をすることは問題ないか。	登録の強制・登録しない場合は取引を止めるとまで言うてしまうと下請法や独占禁止法に抵触するおそれがありますが、依頼であれば問題ないかと思います。 また未登録事業者と価格等の取引条件の交渉をすることまでは認められています。 ただし発注者としての優越的な立場を利用して強引に話を進めてしまうと問題となりますので、個々の業者と慎重に交渉する必要があります。
41	買手側の対応 (取引)	今年9月に役務の提供が完了し、本学検収が10月である取引の場合、インボイス制度に沿った相手先への対応が必要か?	売手側の課税売上げ計上時期=課税資産の譲渡等の時期として判断しますので役務の提供の完了が9月中であれば、インボイス対応は不要です。
42	買手側の対応 (立替払)	教職員が行った立替払の精算については、「購入が確認できるもの」と立替者の「立替払請求書」を以て行っているが、インボイス制度のもとでもこの方法で問題ないか。	「購入が確認できるもの(領収書など)」+「立替払請求書」で問題ありません。 受け取った領収書がインボイス対応か否かで対応が異なりますのでご注意ください。

No.	項目	質問内容	回答
43	買手側の対応 (立替払)	立替払の際、領収書（インボイス）の宛名に指定はありますか	立替払であっても当初より大学名でインボイス交付を求めることが望ましいと考えます。 （科研費の領収書も、経費案分等が想定される場合、①大学名 または ②大学名+職員名の形で入手することが望ましいと思います。） ただし発行される領収書（レシート）が簡易インボイスの場合は、宛名の省略は認められています。
44	買手側の対応 (立替払)	立替払で店頭で購入した場合、インボイスとして何を備えれば良いか。	上記の要件が確認できるものであれば、レシートでも領収書でも問題ありません。 「お品代」といった購入したものが不明となるものは認められませんので、「書籍代」・「事務用品」といった程度の内容が確認できるものを保存してください。
45	買手側の対応 (立替払)	一般的なレシートだと⑥宛名（東京大学宛）は確認できないが、その場合に認められなくなるのか	「不特定かつ多数の者と取引を行う事業」であれば、適格簡易請求書（簡易インボイス）の発行が認められています。その場合、⑥宛名の省略は認められていますので問題ありません。
46	買手側の対応 (立替払)	コーポレートカード等のクレジットカードを利用した際に保存すべき書類はどのようなものか	クレジットカードの「売上票（お客様控）」や月毎にカード会社から送付されてくる「カードご利用代金明細書」では、記載要件を満たせませんので、購入店から発券されるレシート・領収書を保存してください。
47	買手側の対応 (立替払)	Webサイト利用して取引を行った場合、購入完了や支払完了の画面を保存・印刷して保存書類としているが、インボイス制度下でもこの方法で問題ないか	記載要件の全てが満たされていれば問題ありませんが、多くの場合は不足するものと想定されます。Amazonや楽天等のサイトではインボイス対応の領収書がダウンロードできるようになっていますので、そちらから領収書をダウンロードし保存するようにしてください。
48	買手側の対応 (立替払)	学会参加費等の個人振込を要する時の銀行振込手数料について、インボイスの取扱いが異なると聞いたが、具体的にはどのように違うのか	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口振込・インターネットバンキングにかかる振込手数料はインボイス必要 ●ATMにかかる振込手数料は【適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等】の特例に該当するためインボイス不要とされています。ただし以下の項目が確認できることが必要となります。 <p>「①課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地」、 「②課税仕入れを行った年月日」 「③課税仕入れに係る資産又は役務の内容」 「④課税仕入れに係る支払対価の額」 「⑤特例対象である旨」</p> <p>実務的には「立替払請求書+⑤特例対象の記載」+「振込明細（振込料記載）」の記載で要件は満たせるかと思います。 ※「振込明細」で支店名等が確認出来ない場合にはATMの設置場所【東京都〇〇区△△】の補記が必要となります。</p>

No.	項目	質問内容	回答
49	買手側の対応 (立替払)	学会参加費等の領収書で、宛名が空欄の領収書を受領した場合、全て簡易インボイスとして空欄のまま処理して大丈夫でしょうか。	簡易インボイスの要件は不特定かつ多数の人に対して商品の販売やサービスの提供を行う業種について認められています。ただ「不特定多数」についての『国税庁等の基準』が明記されていないため判断が難しいところです。 学会の場合は事前に参加者として登録していることも多く、不特定とは言いつらいため、簡易インボイスとしての取扱いを否定されるおそれがありますので、可能なかぎり宛名の記載を依頼していただくことが望ましいと思います。
50	買手側の対応 (立替払)	立替払いについては「支払の事実と内訳明細が明確な書類」（例：領収書、レシート、カード利用明細書）を保存しているが、インボイス制度下ではカード利用明細だけでは不十分で、インボイス対応の領収書またはレシートが必須という理解でよいでしょうか	今後はインボイスとしての記載要件を満たした書類を保存しなければ仕入税額控除が出来なくなってしまいます。カード明細では要件を満たすことが出来ませんので、取引時に発行される領収書類が必要となります。
51	買手側の対応 (立替払)	学術集会、研究発表集会等の参加費について、これまでは消費税マニュアルに従い、開催地が国内で非会員の場合は領収書に税区分の記載がなくても課税で処理してきたが、今後も同様に税区分の記載がなくとも、「経過国内10%」で処理をしてよいのか。	経過措置を適用する際に必要となる請求書類（区分記載請求書）については、適用される税率が10%のみであれば 税率の表記までは不要とされています。また税率の追記は認められていますので税区分の記載がない場合は税率を追記のうえで経過措置対応としてください。
52	買手側の対応 (立替払)	Amazonに個人アカウントでログインして立替払を行った場合、「適格請求書」(旧：支払明細書)と、「領収書」の2種類が発行されますが、適格請求書にはインボイス制度に必要な項目が全て満たされているものの支払の事実が確認できず、領収書ではインボイス制度に必要な項目が満たされていないため、インボイス制度と立替払の両方の要件を満たすためには、証拠書類として両方を保存しておかなければならないのでしょうか。	消費税上の話であれば、適格請求書の保存のみで問題ないのですが、本学の立替払のルール上、支払の事実を証明する書類が必要となっておりますので、2種類の書類の保存が必要になるものと思います。
53	買手側の対応 (立替払)	立替払の領収書の宛名について、大学名が望ましいとありますが、個人名の場合でも宛名以外の要件を満たしていれば、インボイス制度適用として、支払は可能でしょうか。便利帳「教員による発注・支払手続き（100万円未満）」の表2に、現在も「領収書の宛名は立替者の個人氏名等」となっているため、個人名のみで発行されているケースが多く見られます。	宛名については、本学の業務（の立替払）であることが明確となるよう大学名の記載があることが望ましいとされていますが、立替払請求書等で大学宛の請求であることが明確にされますので、個人の宛名でも問題はありませぬ。
54	買手側の対応 (立替払)	他機関所属の者が立て替えた学会参加費を本学の経費で支払う場合、領収書の宛名はどのようにしたらよいのでしょうか。	立替者の氏名のみ領収書であっても、立替払請求書と共に保存することで大学への請求（大学の業務のための支出であること）が確認できるため問題ありません。
55	買手側の対応 (立替払)	学会参加費の支払について、学会事務局が適格請求書発行事業者に登録していない場合、どのような書類が必要となるのでしょうか。またカード明細書は記載要件を満たさないとありますが、要件を満たすレシートや領収書を添付すればクレジット明細の添付は必要なくなりますでしょうか。	適格請求書発行事業者に登録していない場合、登録番号以外の他の要件を満たすレシートや領収書の保管し、経過措置を適用してください。 また、クレジット明細については立替払の証憑（支払の事実が確認できる書類）として保存頂いているものです。領収書等であれば支払の事実が確認できるものとして代用可能となるかと考えますが、支払明細書等であれば支払の事実を確認できるものと言えない場合もありますので、その際はクレジット明細等の保存も必要になるかと思います。

No.	項目	質問内容	回答
56	買手側の対応 (前払金)	4月に発行する1年前分払いの請求書について、9月までと10月以降で適格請求書の要件の有無等により、分けて発行する必要があるか。	インボイス制度の下では、仕入税額控除に必要な記載要件がいくつかあります。記載要件は一つの書類のみで充足する必要はありませんし、実際のところ前払の段階では取引日（実際の納品日）は判明しないため、納品書等で充足する必要があるものと思います。10月以降の納品分については、実際の取引時に提出される納品書等に記載事項（適格請求書発行事業者番号等）を追記して要件を充足することが出来れば請求書を分けて作成する必要まではないかと思えます。ただインボイス制度の下では、仕入税額控除のためのインボイスを双方で保管する必要がありますので、先方とどの書類を保管するかの相談は必要になります。
57	買手側の対応 (建設仮勘定)	支払時点では【その他課税外】であり、完了時に税区分を整理し振替を行うことになるが仮に施行前（R.10.1以前）に契約・支払を行ったものであっても、税額控除を受ける時期が施行後になるのであれば、インボイスは必要となるという認識で問題ないか。	商品の引き渡し日、役務提供の完了の日で判定します。この日が10/1以降であればインボイスが必要となります。
58	買手側の対応 (建設仮勘定)	上記に関連して、工事着手時に未登録であったとしても、完了引渡しまでに事業者登録を完了する場合、その取引においては仕入税額控除は可として問題ないか。	完了引渡しまでに事業者登録を完了し、インボイスを入手すれば可能と考えます。
59	買手側の対応 (国外登録事業者)	登録番号を取得した事業者との取引については国内取引と同様とされているが、インボイス制度下では事業者番号を取得していない場合は、国内業者との取引と同様に仕入税額控除が出来なくなるのか。	登録国外事業者制度については、インボイス制度の導入に伴って令和5年10月1日に廃止されますので、今後はインボイス番号が必要となります。しかし、経過措置があり令和6年3月31日まではインボイス番号の記載が困難な事情がある場合には登録国外事業者番号の記載でも可とされています。
60	買手側の対応 (国外登録事業者)	リバースチャージ方式を使用した場合、【特定課税】として計上しているが、一般的に取引相手は外国事業者であり、適格請求書発行事業者番号を取得していないものと考えられるが、取扱いはどうになるのか。	リバースチャージ方式の取引については、本学が取引先に代わって申告・納税を行いますので仕入税額控除には取引先のインボイスは不要となり、現行の取扱いのままです。
61	買手側の対応 (輸入)	インボイス制度に関して、輸入消費税に関しては変更はないものと考えて問題ないか。	輸入消費税に関しては、税関が受領者となっているため取引先のインボイスは不要です。今まで通り輸入許可書（輸入申告書）を保存しておくことで問題ありません。
62	買手側の対応 (旅費)	旅費の精算についてもインボイス対応が必要とのことだが、どのようなことに注意しなければならないのか。	旅費システムを介して支出する経費については、インボイス制度の特例である「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費・宿泊費・日当及び通勤手当）」に該当するものとして取扱いますので、現行の対応から変更はありません。
63	買手側の対応 (旅費)	インボイスが不要となる「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」には航空券代は含まれないとの解釈と理解しているが、旅費システムを介して旅費として精算される場合は、旅行代理店や航空会社からのインボイスは不要という理解で良いか。	「通常必要と認められる」範囲の額であれば不要です。ただし本学から旅行代理店などに直接航空券代を支払う場合にはインボイスは必要となります。
64	買手側の対応 (旅費)	3万円「以上」の公共交通機関による旅客輸送についても、旅費システムを介して旅費として精算する場合は、インボイス制度の特例適用となり、現行の対応から変更なしという認識でよいか。	旅費システムを介して（本学の旅費規程に準じて）精算される場合は、現行からの変更はなしで問題ありません。

No.	項目	質問内容	回答
65	買手側の対応 (旅費)	謝金を伴う旅費については旅費も報酬の一部として源泉徴収の対象とされるが、消費税法上でも同様に報酬の一部とされ先方（講演者等）からの適格請求書等がない場合は仕入税額控除できないものとなるか。	報酬源泉の対象となるものへの交通費の支払いは、原則報酬の一部となるため、インボイス登録事業者でない場合には免税事業者と同様、仕入税額控除はできません。
66	買手側の対応 (旅費)	謝金にかかる依頼内容の確認書があれば交通費についても経過措置が適用されますでしょうか。	謝金にかかる交通費については、謝金の一部としてみなされますので、確認書の要件を満たし経過措置の適用が受けられるのであれば交通費も含まれます。
67	買手側の対応 (旅費)	旅行に関する諸経費（予防注射代やパスポート・ビザ取得料他）、いわゆる「旅行雑費」についても、旅費精算に併せて行えば帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能となるのか。	旅行に関する諸経費は旅費の立替ではなく経費の立替と考えられるため、インボイスは必要になります。
68	買手側の対応 (旅費)	「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」インボイスが不要とされているが、出張時にタクシーや高速バス（長距離バス）を使用した場合はインボイスは必要となるか	<p>●タクシーはインボイスが必須となります。 タクシー業は適格簡易請求書の交付は認められているものの、公共交通機関特例の対象ではありません。</p> <p>●高速バス（長距離バス）は「公共交通機関による旅客の運送」の対象となるものと考えられます。また路線不定期運行（空港アクセスバス等）や区域運行（予約等による乗合バス）等も対象となっています。</p>
69	買手側の対応 (旅費)	タクシーに乗った際に受け取った領収書がコンビニのレシートのような簡易なものでしたが、これをインボイスとして大丈夫でしょうか。	レシートであっても記載要件が具備されていれば簡易インボイスとして使用することが出来ますので、受け取ったレシートをご確認ください。 対応が間に合っておらず、登録番号等が記載されていないレシートも散見されることになるかと思いますが、その際は経過措置適用として処理を行ってください。
70	買手側の対応 (旅費)	近距離旅費に関しては、旅費システムとは別途管理しているが、インボイス制度へはどのように対応するのか	インボイスが不要となる「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」の特例に該当するものとして対応します。所定の近距離旅費の申請に従って申請いただければ問題ありません。
71	買手側の対応 (旅費)	近距離旅費については、1ヶ月まとめて請求された金額が、3万円を超えてしまった場合も特に問題ないということよろしいでしょうか。	公共交通機関特例（3万円未満）の3万円未満は一回の取引額で判断します。 これは公共交通機関側が3万円未満の場合、インボイスを発行しなくとも良いというところから発行側が発行しないのであれば受取側が保存できる訳がないという理屈です。したがって、公共交通機関側（JR等）に一回の支払で3万円以上支払うことがなければ特例の対象となります。 (月額で取りまとめて3万円を超過したとしても問題はありません)

No.	項目	質問内容	回答
72	買手側の対応 (旅費)	航空券を購入した場合、例えば10月10日搭乗のチケットを9月20日に購入した場合、取引日を9月20日としてインボイスは不要と考えてよろしいでしょうか。	チケットの引渡しを受けた日（売手側の課税売上げ計上時期＝課税資産の譲渡等の時期）で判断しますので、9月20日にチケットの引渡しを受けたのであれば、インボイス対応は不要です。 (今後の補足) インボイス制度下では、実際に役務の提供日（＝飛行機の搭乗日）も確認できることが求められます。明細等も併せて保管していただくようお願いいたします。 (参考H.P) J A L : https://www.jal.co.jp/ja/info/2023/other/230720/
73	買手側の対応 (旅費)	旅費システムから支給する、本人立替の航空賃についてはインボイス不要と認識していますが、旅行雑費はインボイス必要と認識しています。航空賃の中に航空賃の中に空港施設使用料（課税）がある場合は、本人立替のものであっても、該当部分を含めたインボイスが必要ということでしょうか。またLCCなどで、携帯手荷物超過料（旅行雑費・課税）が運賃と別になっている場合も、該当部分を含めた航空会社のインボイスが必要ということでしょうか。	旅費に関連する経費（出張に不可分な経費＝航空券代に含まれる経費等）であれば旅費の精算としてインボイスは不要となりますが、個別に経費の立替となるようなもの（パスポート・ビザ取得料等）にはインボイスが必要となります。航空券代に含まれる空港施設使用料や手荷物料金込みのプランであればインボイスは不要かと思いますが、急遽発生した手荷物超過料については個別の取引とみなされ、インボイスが必要になるものと思います。
74	買手側の対応 (旅費)	インボイス制度の特例である「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等」の「従業員等」の中に学外者・学生は含まれるのでしょうか。	学外者や学生についても本学の指揮・命令（依頼）に基づいて、本学の業務を遂行するために出張を行う者として従業員「等」に含むものとして取扱います。
75	買手側の対応 (その他)	振替伝票によって予算振替を行う際には、税率特定のために当該伝票がインボイス対応であるかの判断をあらためて求められるのか。	インボイス制度下では税額控除を行うためにはインボイスの保存が必須となりますので、予算振替を行う際には伝票を確認のうえ、適切な税区分を選択するようにしてください。特に科研費から他の経費に振替を行う際には注意が必要になるかと思います。
76	買手側の対応 (その他)	消費税区分「9899」（仕入税額控除対象外）の場合、受託研究費等で支出する場合は、消費税相当額の計上の対象となりますでしょうか。	受託研究費等における不課税・非課税に係る消費税相当額の計上の対象外となります。
77	買手側の対応 (その他)	ATMで振込を行った際に「特例対象である旨」の記載が必要とありますが、どのような記載が必要なのでしょう。また財務会計システムで入力する際に会計情報（未払金伝票）でも問題ありませんか。	「（立替払）〇〇学会参加費及び振込手数料（ATM特例）」など、どの特例が適用されているかが判明するのであれば、多少の省略は可能です。また入力については、文字数の制限もありますが、摘要欄に記載いただくことが望ましいです。
78	買手側の対応 (謝金)	講演謝金等について、講演者が適格請求書発行事業者に登録していない場合は仕入税額控除を受けられないとの認識で問題ないか。	個人事業主との取引とされますので登録が無い場合は、仕入税額控除を受けられないとの認識で問題ありません。
79	買手側の対応 (謝金)	謝金等については、基本的に本学の謝金単価表に基づいた金額に時間数や回数に乗じた金額を支払うもので、講演者等からの請求書を徴収して支払を行うケースは稀である。相手方から請求書類（インボイス）を受けられない場合、仕入税額控除は受けられないという認識でよいか。	基本的にはインボイスは役務提供者が発行する必要があるため、講演者からの請求書がない場合、仕入税額控除は受けられません。ただし、本学が必要事項を記載した明細書や講演依頼書等を作成し、講演者からの応諾を貰えればその書類の保管をもって控除の書類とすることはできます。経過措置を適用する場合も同様です。

No.	項目	質問内容	回答
80	買手側の対応 (謝金)	上記で「講演依頼書等をもって控除の書類とできる。経過措置を適用する場合も同様」の旨が記載されています。一方、適格請求書等保存方式（インボイス制度）説明資料 29～31ページを読む限り、講演依頼書等をもって控除をできるとは記載がありません。経過措置のみをうけられる書類のように受け取れます。どちらが正しいのでしょうか。	売手側（講演者等）が適格請求書発行事業者として登録している場合は、講演依頼書等の確認書（仕訳明細書に該当する書類：要インボイス番号・税率ごとの消費税額の記載）でも仕入税額控除を受けることは可能です。謝金の場合、先方が登録者でないことが大半かと思えますので、資料の文例ではインボイス番号等の記載は省略しています。
81	買手側の対応 (謝金)	上記について、本学が依頼書等を作成した場合「先方から応諾」とはどういったものが必要となるのか。	以下のような方法が考えられます。 ・先方からの依頼内容等についての承諾書をいただく ・先方からの依頼内容等について承諾のメールをいただく ・本学の作成した依頼書の中で、送付後一定期間に誤りのある旨の連絡がない場合は記載内容のとおり確認があったものとする旨の記載をしておき、返信が無いことを以て承諾されたものとして取り扱う
82	買手側の対応 (謝金)	本人からの委任状があれば、謝金の受領を代理人が行うことを認めているが、その場合も本人宛の仕入明細書の送付を以てインボイスとして問題はないか。	役務提供者が本人（個人）であれば、当該本人（個人）からインボイスを入手することが必要となり、役務提供者が所属企業（法人）であれば、当該所属企業（法人）からインボイスを入手することが必要となります。 役務の提供者が本人なのか、企業が業務として個人を派遣しているのかを事前に確認しておくことが必要となります。
83	買手側の対応 (謝金)	役務提供者が所属企業（法人）である場合において、法人が適格事業者でない場合は、依頼内容の確認書を交付することにより経過措置の適用が可能か。あるいは区分記載請求書を入手した場合に限られるか。	役務の提供者が法人である場合、基本的には先方からの区分記載請求書が必要となりますが、依頼内容の確認書が区分記載請求書等の要件を充たせば、この確認書が『区分記載請求書等』になります。
84	買手側の対応 (謝金)	「依頼内容の確認書」については、事前でなければならないのでしょうか。作業量によっては予定時間と実際の実施時間とずれる可能性があります。	確認の時期は、実行日以降の確認でも問題はありません。
85	買手側の対応 (謝金)	「依頼内容の確認書」について、文例にあるようなレター形式のものでないといけないのでしょうか？メールでの依頼案内文では代用できないのでしょうか？ また、既に業務を開始しているものがあります。支給調書提出の際もしくは、前に、別途「依頼内容の確認書」を提出してもらう必要があるという理解でよろしいでしょうか？（実施期間：9月～12月）	様式に関して指定はありませんのでメール本文でも代用可ですが、支払書類と共にメールを保存していただく必要はあります。 9月分に関しては不要ですが、10月以降分については確認書を作成して先方の確認を得る必要があります。（翻訳や校閲に対する謝金の場合は、依頼期間ではなく、完成した原稿を受け取る時期で判断してください）
86	買手側の対応 (謝金)	謝金について、依頼内容と実際に支払う金額が異なる場合（講義謝金等で時間数が増えた、原稿校閲謝金で急遽差し替えがあり枚数が減った、等）はどのように対応すれば良いのでしょうか。依頼内容の確認書と結果的に数量・金額が違っていても、本来の依頼内容が合っていれば問題なしとしてよろしいのでしょうか。	数量・金額・実施日等が変更された場合については、改めて変更のあった内容での確認書を作成して先方に承諾を得てください。 （講演内容・指導内容が多少変更された程度であれば再確認は不要です）

No.	項目	質問内容	回答
87	買手側の対応 (謝金)	科研費や外国送金で支払の場合には「9999その他課税」を選択するため、確認書は必須ではないという認識でよいか。	科研費や海外で役務提供を受ける場合は【不課税取引】となりますので、確認書は省略可能です。外国送金の場合であっても国内での業務の場合は国内取引となりますので、役務の提供地を確認したうえでの判断となります。
88	買手側の対応 (謝金)	依頼先が「個人事業主」ではなく純粋な「個人」である場合や個人事業主としてインボイス登録している方への謝金であっても「内容の確認書」を送付すべきなのでしょうか。それとも【課税-仕入税額控除対象外】で処理してしまって問題ないのでしょうか。	個人（他大学の教員や学生等）であっても「内容の確認書」による確認を行えば、謝金として支出した分の消費税額が控除（経過措置分）が出来ますので、確認書を送付し経過措置の適用を受けられるよう対応をお願いします。 インボイス登録をしている個人事業主の場合は、先方から適格請求書（インボイス）をいただけるのが最適なのですが、難しい場合は確認書の内容に ・先方の登録番号（東大の番号ではありません） ・税率ごとに区分した消費税額等 の記載の追加が必要となります。
89	買手側の対応 (謝金)	「依頼内容の確認書」について、翻訳依頼で終了時の枚数が事前にわからない場合、「1枚当たり単価4,200円×40枚程度」という記載の仕方の問題ないでしょうか。また、この場合謝金業務終了時、枚数が確定した段階で再度確定金額を入れた「依頼内容の確認書」を先方に送付し、承諾してもらう必要はありますか。	確認書については、作業後の確認でも問題ありません。40枚程度という書き方ですと、支払金額（税額）が特定されませんので、確定した時点での再確認が必要となります。
90	その他	教員が他機関から謝金の支払いを受けるにあたって、適格請求書発行事業者の登録番号を提示するよう要求がありました。上記の東京大学の登録番号をお伝えすればよいのでしょうか	東京大学の登録番号は東京大学の納税者としての責務を証するものです。 講演謝金など、教員の個人口座に振り込まれる場合などは納税者が当該教員となるため、東京大学の登録番号を使用することはできません。
91	その他	連絡会や研修会など参加校が持ち回りで幹事役を務め、参加者から参加費や懇親会費等を徴収した収入をもって会の運営を行うことがあります。本学が幹事校となった場合、領収書に本学の登録番号を使用することは出来ますか。	登録番号は登録申請をした課税事業者（納税主体）に付される証明のようなものです。本学の業務として幹事役を受けるのであれば、一般的な取引と同様に本学の登録番号を使用できますが、業務とは関係のない別組織の活動である場合は本学の登録番号は使用できません。仮の本学の登録番号を記載すると疑似書類の作成で罰則を受けてしまうおそれもあります。登録番号のない団体からの領収書であっても記載内容を備えていれば当面は経過措置の対象となりますので、そちらでの対応を検討ください。